

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 徴収猶予関係

地方税法による徴収猶予の特例の申請をした者のうち、申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出を求められたものは、書面による通知を受けた日から二十日以内に当該申請書の訂正又は当該添付書類の訂正若しくは提出をしなければならぬこととした。

2 不動産取得税関係

耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修に係る契約を一定の日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することとができなかったことにつき証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。